

岩手県告示第195号

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第57条第1項の規定により指定した指定検査機関の検査の手数料の変更を次のとおり承認した。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 指定検査機関の名称 公益社団法人岩手県浄化槽協会

（2） 変更後の検査の手数料

区 分	検査の手数料	
	法第7条の検査	法第11条の検査
	円	円
20人槽以下の浄化槽	11,000	5,000
21人槽以上50人槽以下の浄化槽	14,000	8,000
51人槽以上100人槽以下の浄化槽	15,000	9,000
101人槽以上200人槽以下の浄化槽	18,000	12,000
201人槽以上300人槽以下の浄化槽	19,000	13,000
301人槽以上500人槽以下の浄化槽	21,000	15,000
501人槽以上1,000人槽以下の浄化槽	25,000	19,000
1,001人槽以上の浄化槽	28,000	22,000

（3） 適用年月日 令和9年4月1日

2（1） 指定検査機関の名称 公益社団法人岩手県浄化槽協会

（2） 変更後の検査の手数料

区 分	検査の手数料	
	法第7条の検査	法第11条の検査
	円	円
20人槽以下の浄化槽	12,000	6,000
21人槽以上50人槽以下の浄化槽	14,000	8,000
51人槽以上100人槽以下の浄化槽	15,000	9,000
101人槽以上200人槽以下の浄化槽	18,000	12,000
201人槽以上300人槽以下の浄化槽	19,000	13,000
301人槽以上500人槽以下の浄化槽	21,000	15,000
501人槽以上1,000人槽以下の浄化槽	25,000	19,000
1,001人槽以上の浄化槽	28,000	22,000

（3） 適用年月日 令和10年4月1日